

令和 6 年農地の賃借料情報

南 相 馬 市 農 業 委 員 会

令和 6 年 1 月から令和 6 年 1 2 月までに農地法第 3 条と農業経営基盤強化促進法により締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10 アール当たり）は、次のとおりとなっております。

農地の賃貸借契約する際の参考として情報提供するものです。経営形態や収量等を考慮して、賃貸借契約については、当事者間で十分話し合ってください。

なお、農地の権利移転・設定を行う場合は、農地法に基づく許可が必要となりますので、事前に農業委員会へご相談ください。

1 田（水稻）の部（10 a 当たり）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
小高区（神山、上浦、飯崎、藤木、片草）	5,000 円	5,000 円	5,000 円	189
鹿島区全域	12,600 円	15,000 円	4,000 円	297
原町区全域	13,100 円	15,000 円	5,000 円	1,360
（参考）南相馬市平均	12,200 円			1,846

2 畑（普通畑）の部（10 a 当たり）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
南相馬市（鹿島区、原町区） ※小高区は実績なし	5,700 円	6,000 円	3,000 円	164

- ＊1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- ＊2 金額は、算出額の 100 円未満を四捨五入し、100 円単位としています。
- ＊3 標準的な水準を算出するため、区分毎に、全賃借料データの平均値の±70%を超えるものを除いています。
- ＊4 田の部の「（参考）南相馬市平均」の平均額は、データ数による加重平均の値です。
- ＊5 小高区の賃借料については、震災後の営農再開によるものを考慮しているため、鹿島区・原町区と比較して少額になっています。

【問合せ：農業委員会事務局 0244-24-5287】